

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策Ⅲ-4-1 多様な自然の保全
---------	---------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	森林整備課長 山内寛之	電話番号	0852-22-6544
----------	-------------	------	--------------

事務事業の名称	保安林整備管理事業		
目的	(1) 対象	県民	
	(2) 意図	森林は水源の涵養、山地災害の防止などをはじめとする多大な機能を有している。これらの森林で特に重要な役割が期待される森林を保安林に指定することにより、県民の生活環境を守り維持していく必要がある。	
事業概要	保安林の公益的機能を増進するため、保安林の指定、指定施業要件の変更を実施する。 保安林の公益的機能を維持するため、保安林の指定の解除を最小限度にする。 保安林の状況を把握するため、保安林台帳を整備する。 森林所有者等が保安林の指定により受ける損失を補償するため、損失補償金を支払う。		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 保安林の総面積	目標値		172,100.0	172,400.0	172,700.0	173,000.0	ha
		取組目標値						
	式・定義 保安林の総面積（兼種を控除しない延べ面積）	実績値	171,518.0	172,075.0				
		達成率	-	100.0	-	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	38,272	36,297
うち一般財源 (千円)	25,891	26,874

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

民有保安林の実面積（兼種を控除した面積）は平成28年度末において16.7万haと、県内森林面積52.5万haの31.8%、県土面積67.1万haの24.9%を占めている。
県内民有林面積49.2万haにおける保安林率は33.9%であり、全国平均（32.0%）を上回っている。
平成27年度の保安林増加面積は550haであり、最近5年間の平均（367ha）を上回っている。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

公益的機能の発揮など特に重要な役割を果たしている森林を保安林に指定し、その森林への適切な森林施業と確実な管理体制を確保することにより、保安林機能を維持増進させ、災害に強い県土づくりに貢献している。
保安林の指定にあたっては、人家等の裏山などの災害防止機能がより強く要求される箇所や面的なまとまりのある箇所を優先的に指定することとし、平成28年度末で172,075haを指定している。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

●保安林の指定はほぼ目標どおり進んでいるが、公益的機能の発揮のため特に重要な森林で保安林に指定されていない森林については引き続き法令に基づき指定に取り組み必要がある。
・指定までに時間を要する。
・指定範囲が面的なまとまりに欠けている。
・指定済みの保安林のうち平成13年の森林法施行令改正以前に指定したものの指定施業要件の変更手続きの進捗状況が低位（H26年8月末現在全国平均52%、島根県26%）である。

②困っている状況が発生している「原因」

●治山事業の実施予定箇所等で指定の緊急度が高い箇所から指定している。
・森林所有者の不在村化や権利関係（相続、土地の境界）の不明確化が生じている。
・流域等での指定について森林所有者の同意が得られない。
・指定施業要件の変更対象保安林面積が膨大であり、事務が進捗していない。

③原因を解消するための「課題」

●公益的機能の発揮のため特に重要な森林を迅速に保安林指定する必要がある。
・関係機関と連携し権利関係を明確にする必要がある。
・森林所有者へ保安林の制度や機能の周知を図る必要がある。
・保安林指定後の分筆、所有者等の異動状況を把握する必要がある。
・指定施業要件の変更のため効率的に調書等を作成する必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

●事務処理の効率化を図ることで指定を迅速・円滑に処理し、保安林指定を推進する。
・森林所有者の不在村化や権利関係（相続・土地の境界）の不明確化に対応するため、市町村や地域の森林管理の担い手である森林組合と連携した土地所有者の確認及び土地境界の確定のための調整ができる体制づくりと、その際の参考になる既保安林に係る関係資料等の提供を行う。
・保安林の機能向上を目的とした治山事業の実施と併せて災害の未然防止を図るための指定に当たっては、森林所有者へ保安林制度、機能等の周知を図り、流域等で指定することの同意（理解）へ向けた交渉を関係者と連携して実施する。
・指定施業要件変更事務に必要な調書等を作成するシステムを活用し、効率的に事務を推進する。